これからの消費税のあり方を考える

（総額表示から新価格表示への転換について）

事業者でない消費者に価格に消費税率を乗じた額（外税消費税）の支払を求める現行の総額表示による行為は日本国憲法第３０条違反です。

外税分の＋８％消費税は国税でないので０％にできますが、０%にすると消費者物価指数が８％下落するので、平成２６年４月以前の＋５％に戻して、地域の活性化などに使う５％拠出金とする新価格表示が穏やかな方法です。

そもそも、単価、料金表、値札、見積書などには間接消費税を含めて表示することが義務付けられており、事業者がその消費税を税務署に申告・納付ことで国税は確保されます。

事業者が外税消費税詐取の誹りを受けずに、法的に何ら妨げのない**眞価格表示（価格＋５％拠出金）**を提案します。

税率８％で価格1000円の商品の場合、消費者が５％50円をプラスした1050円で購入すると、30円割安になり、５％拠出金が地域貢献ということで消費税から解放され購買意欲が高まります。

ここで５％拠出金はソーシャルデザイン〇〇などの組織が開設する口座を通じて消費者が属する自治会に[還流](../index1/promotion.docx)し、自治会（コミュニティ）の自主財源（∑拠出金:５億円／人口１万人・年）となります。

この眞価格表示への転換に係る事業者の疑念を払拭するため、消費者に不必要な[総額表示特別措置法に係る違法行為の差し止め請求事件](http://www.selfdecl.jp/index6petition/petition_kijitu.docx)として国に提訴していますが、決着までは事業者はおいそれと切換えに応じないので消費者権限により眞価格表示を適用することで世論を高めないと８％外税詐取は続きます。

眞価格表示の適用が技術的に比較的容易なのはＮＨＫ放送受信料、新聞雑誌等購読料や公共料金、弁護士／税理士報酬などで、過去の過払い金∑８％外税をコミュニティ口座に送金させることもできます。

総額表示から眞価格表示へ切り換えるに際して小売事業者が認識しておかなければならないことは、事業者が税務署に申告・納付すべき消費税額を価格に含めて譲渡価格を決めることです。

税務署への実際の納付額は次の算式で計算できるので、

納付額＝課税期間中の税抜売上高に係る消費税額　－

課税期間中の課税仕入高に係る消費税額

一取引当たりの価格に含まれる消費税額は、

消費税額　＝　税抜譲渡価格に係る消費税額　－

一取引当たりの課税仕入額に係る消費税額

事業者が申告・納税する税額分は商品等に転嫁されており、消費者が負担します。

文字にすると複雑ですが、譲渡価格が決まると含まれる消費税は一義的に決まり、仕入商品の場合、商品の譲渡価格の３％を超えることはありません。

事業者は取引時に消費者から５％拠出金を受取りますので、定期的に次式で算出できる５％拠出金を眞価格表示方式の登録時に通知される「ソーシャルデザイン〇〇などの口座」に送金することになります。

送金額＝定期間の売上高×0,05－送金手数料

**ソーシャルデザイン〇〇**（住民が承認する委員会形式の市町村単位の組織など）は、地域で眞価格表示への転換促進に係る事業に係る規約を定め、眞価格表示の啓発、眞価格表示事業者の登録、５％拠出金の収納とコミュニティへの振り分け管理、ＥＣＳインフラの発注と整備、などを担当し、必要な経費は、消費者である住民や自治会等（コミュニティ）の承認を受けて５％拠出金から支出します。

**コミュニティ**は、認可地縁団体となることが望ましくソーシャルデザイン〇〇が人口割で振り分ける５％拠出金（５千万円／千人・年）を収納する口座を開設し、これを地区の活性化などに活用してソーシャルデザインの促進に努める責任と権限が生じます。

コミュニティの代表者の皆様に限りお問い合わせはiso@selfdecl.jpへどうぞ。

平成２９年８月１５日

[**ソーシャルデザイン機構**](file:///C%3A%5CUsers%5Cselfdecl0%5CDesktop%5CHP%5Cindex.html)